

山口きらら博記念公園広告掲出募集要項

県では、県有資産等を広告媒体として提供することにより、県の新たな財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行っています。

については、山口きらら博記念公園内へ掲出する広告を次のとおり募集します。

1 広告の掲出

(1) 掲出期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とします。

(2) 公園への掲出および撤去

公園への掲出及び撤去は、県又は山口きらら博記念公園指定管理者が行います。

2 広告の位置、規格等

(1) 掲出位置 山口きらら博記念公園

- ・やまぐち富士商ドーム内掲示板
 - ・水泳プール内掲示板
- (位置図：別紙のとおり)

(2) 枠数 4枠

(3) 規格 B2版縦（縦728mm×横515mm）

3 広告掲出の要件

- (1) 山口きらら博記念公園広告実施要領第5条第1項に該当する業種又は事業者の広告は掲出できません。
- (2) 山口きらら博記念公園広告実施要領第4条及び同第5条第2項に該当する内容の広告は掲出できません。
- (3) 他のイベントの主催者から要請があった場合、広告を一時的にマスキングすることがあります。

4 公園の概要

(1) 開園日、時間

1月4日から12月28日までの毎日（臨時休園日あり）9時から22時まで

(2) 来園者数（令和6年度実績）

約920,000人

5 広告掲出の申込価格（1枠当たり）

96,000円／年とします（消費税及び地方消費税を含む）。

※広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

6 申込方法等

(1) 募集期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月12日（木）午後5時まで

(2) 申込方法

「山口きらら博記念公園広告掲出申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、山口きらら博記念公園交流拠点化推進室へ郵送、持参又は電子メールによ

り提出してください。

7 広告主の決定方法

(1) 県の定めた基準（3 広告掲出の要件（1））により、広告の掲出が適当であると認めた者を広告主候補者とします。

(2) 広告主候補者から受付順に広告主を決定します。

※広告主を決定したときは、各申込者に掲出又は不掲出の旨を通知します。

8 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、山口きらら博記念公園広告掲出承認願（様式2）と広告原稿を指定する日までに山口きらら博記念公園交流拠点化推進室まで提出してください。

※審査後、結果を文書により通知します。（様式3、様式4）

※審査の結果、広告内容の修正を指示する場合もありますので留意してください。

9 広告料の納付

広告料を県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納付してください。

10 広告料の還付

いったん納付された広告料はお返しできません。ただし、次の場合を除きます。

(1) 広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰すべき理由がなく、県が掲出すべき広告を掲出しなかった期間が1カ月当たり1日を超える時は、掲出しなかった日数に応じて、契約金額について日割り計算により算出した金額を還付するものとする。ただし、当該還付する金額については、利子を付さない。

(2) 前項にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県が公園を閉鎖した場合は、還付は行わない。ただし、一時停止の期間が1カ月単位当たり3日を超える場合は、前項の規定に準じて還付するものとする。

(ア) 公園設備等の保守又は工事を行う場合

(イ) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(ウ) その他公益上やむを得ない場合

11 広告関係規定

広告掲出にあたっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口きらら博記念公園広告実施要領」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

12 お問い合わせ・お申し込み先

〒753-8501

山口県山口市滝町1番1号

山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（担当窓口：山口県庁都市計画課調整班）

TEL 083-933-3720

FAX 083-933-3749

E-mail a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

(様式 1)

山口きらら博記念公園広告掲出申込書

山口きらら博記念公園広告掲出募集要項に基づき、広告掲出を下記のとおり申し込みます。

なお、この申込書及びその添付書類については、事実と相違ないこと、法令等を遵守していること、山口県広告取扱要綱及び山口県広告掲載基準並びに山口きらら博記念公園広告掲出実施要領を遵守すること、県税に滞納がないことを誓約します。

令和 年 月 日

山口県知事 様

申込者 郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(担当者部署・氏名)
(電話 局 番)

山口きらら博記念公園内への広告掲出について、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体

山口きらら博記念公園

- ・やまぐち富士商ドーム内掲示板
- ・水泳プール内掲示板

2 広告の規格

B2版縦(縦728mm×横515mm)

3 広告掲出期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

4 申込枠数

_____ 枠

5 広告掲出の申込額

円(消費税及び地方消費税を含む)

6 その他

広告の掲出に当たっては、山口県広告取扱要綱、山口県広告掲載基準及び山口きらら博記念公園広告掲出実施要領を遵守します。

添付資料

- ・申込者の業種及び事業内容が分かるもの(会社概要、パンフレット等)
- ・広告原稿案

(様式2)

山口きらら博記念公園広告掲出承認願

令和 年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申込者住所
商号又は名称
代表者職氏名

(担当者部署・氏名)
(電話 局 番)

下記のとおり、山口きらら博記念公園内へ広告の掲出をしたいので承認をお願いします。

掲出場所	
申込期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
広告の大きさ	B2版縦(縦728mm×横515mm)
広告の内容	別添のとおり

(様式 3)

令 第 号
令和 年(年) 月 日

様

山口県知事

山口きらら博記念公園広告掲出承認通知書

令和 年 月 日付けて申込みのあった山口きらら博記念公園内への広告の掲出について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 掲出場所

2 掲出期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 広告内容

公告掲出承認願のとおり

4 その他

広告の掲出に係る手続きについては、担当職員の指示に従うこと。

(様式4)

令 第 号
和 年(年) 月 日

様

山口県知事

山口きらら博記念公園広告掲出不承認通知書

令和 年 月 日付けて申込みのあった山口きらら博記念公園内への広告の掲出について、下記の理由により不承認としたので通知します。

記

1 掲出場所

2 広告内容

公告掲出承認願のとおり

3 掲出できない理由